

項目	点数	算定要件等	外来		電話等	往診		訪問診療		備考	
			右記以外	中和抗体薬投与	電話等	右記以外	中和抗体薬投与	右記以外	中和抗体薬投与		
初診料	288		初診時○		-	初診時○		-			
初診料(電話・情報通信機器等)	214		-		初診時○	-	-	-			
再診料(電話再診含む)	73		再診時○		再診時○	再診時○		-			
往診料	720		-		-	○	-	-			
訪問診療料	-		-		-	-	-	○			
乳幼児感染予防策加算	50	6歳未満の患者のみ	○		-	○	-	-		2022年3月31日まで	
院内トリアージ実施料	300	コロナ陽性患者を対面で診療した場合 (診療の都度算定可)	○		-	○	-	○			
二類感染症患者入院診療加算	下記以外	1日1回に限り算定可	-		○	-		-		2022年2月17日以降対象	
※1に当てはまる場合	500										
救急医療管理加算1 ※2	外来診療	コロナ陽性患者を対面で診療した場合 (1日につきいずれか1回)	○	-	-	-	-	-	-		
	外来、中和抗体薬投与		2,850	-	○	-	-	-	-	-	
	往診又は訪問診療		2,850	-	-	-	○	-	○	-	
	往診等、中和抗体薬投与		4,750	-	-	-	-	○	-	○	
投薬など新型コロナの治療に関わる点数	-		○	○ (薬剤料除く)	○	○	○ (薬剤料除く)	○	○ (薬剤料除く)		

※1：①もしくは②に該当する医療機関のみ、まん延防止等重点措置期間中に算定可能

①保健所等から自宅・宿泊療養者の健康観察に係る委託を受けている

②「診療・検査医療機関」として都道府県のホームページで医療機関名が公表されている

※2：救急医療管理加算1を算定する患者が、6歳未満である場合には乳幼児加算（400点）が、6歳以上15歳未満である場合には小児加算（200点）が算定できる。